

認定調査 “ワンポイント・アドバイス”

（回覧）調査員の皆さんで共有しましょう！

確認印欄

今回は、判断に迷いやすい「簡単な調理」について、おさらいしたいと思います。

★★「5-6 簡単な調理」について★★

<定義>

「炊飯」「弁当・惣菜・レトルト食品・冷凍食品の加熱」「即席めんの調理」を指し、調査時より概ね過去1週間で、より頻回にみられる状況や日頃の状況で判断する。

よって、おかずの調理については判断材料に含みません。

<×特記の例> 選択：4 全介助

炊飯は、家族の指示・見守りの上本人が行う。おかずの調理は家族がすべて行う。より頻回な状況により「全介助」を選択。

この場合、おかずの調理は問われないため、「炊飯」行為のみで判断します。
炊飯は、指示・見守りの上本人が行っていることから、「見守り等」となります。
ただし、炊飯行為のうち、米を洗う・スイッチを入れる等に介助が行われている場合は、より頻回な状況により判断します。

↓↓↓

<○特記の例> 選択：2 見守り等

炊飯は、家族の指示、見守りがあれば、計量して洗米し、洗ってスイッチを入れるまでの一連の行為を行うことができる。土日は家族が炊飯をしている。より頻回な状況により、「見守り等」を選択。おかずの調理は家族が行う。

【介護認定の状況】（R1.6.26 時点）

5月申請 516 件のうち審査会の予定が決まっていない数

12 件

6月申請 509件のうち審査会の予定が決まっていない数 207件
桐生市役所 長寿支援課 介護審査係 (内線 394・395)